

自筆証書遺言 完全版

民法第968条準拠 / 3形式の使い分け / 法務局保管制度対応

【必読】自筆証書遺言は、民法第968条の要件の一つでも欠くと無効になります。本紙の作成にあたっては、必ず本書のチェックリストで全要件を確認してください。

遺言とは / 民法第968条の要件

遺言は、満15歳以上の者が、その死亡後の財産処分・親族関係等について書面で意思表示する単独行為です。民法第960条以下に定める『方式』に従わなければ無効となります（民法960条）。

3形式の比較

項目	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成者	本人自筆（財産目録のみPC可） 公証人		本人作成 + 公証人認証
証人	不要	2人必要	2人必要
費用	0円～（法務局保管 3,900円） 5～10万円程度		1.1万円
保管	自宅 or 法務局保管	公証役場	本人 / 公証役場
検認	原則必要（法務局保管時は不要）		必要
秘密性		（公証人・証人に知られる）	
無効リスク	高（要件違反）	低	中
改ざんリスク	中（保管次第）	極低	低
おすすめ度	（保管制度利用時）	（高額財産時）	

民法第968条 自筆証書遺言の要件チェック

- ・ 全文を遺言者本人が自筆していること（PC・代筆は無効）
- ・ 日付を自筆で正確に記載していること（『令和7年5月吉日』はNG / 年月日を特定すること）
- ・ 氏名を自筆で記載していること（戸籍上の氏名が原則）
- ・ 印鑑が押されていること（実印推奨 / 認印・拇印も有効）
- ・ 加除訂正は、訂正箇所を押印し、変更内容を自書で署名すること（民法968条3項）
- ・ 封筒に封入する場合、開封せずに家庭裁判所での検認を受けること
- ・ 財産目録のみPC作成・第三者代筆可（民法968条2項）。ただし全頁に署名押印必須

特に多い無効例： 日付を『令和7年5月吉日』とする 押印を忘れる 訂正方法を間違える 夫婦共同遺言（民法975条により無効）

自筆証書遺言 本紙（記入指針）

本紙は『見本』であり、実際は便箋等に必ず手書きで全文を書く必要があります。本書の文面を参考に、必ず自筆で清書してください。

遺言書

遺言者（昭和 年 月 日生）は、次のとおり遺言する。

第1条（不動産の相続）

1. 遺言者は、遺言者の所有する下記不動産を、長男（昭和 年 月 日生）に相続させる。

土地：所在 / 地番 / 地目 / 地積 m^2

建物：所在 / 家屋番号 / 種類 / 構造 / 床面積 m^2

第2条（預貯金の相続）

1. 遺言者は、下記預貯金を、長女（昭和 年 月 日生）に相続させる。

銀行 支店 普通預金 口座番号 名義 遺言者氏名

銀行 支店 定期預金 口座番号 名義 遺言者氏名

第3条（その他の財産の相続）

1. 遺言者は、前2条記載の財産以外の遺言者の有する一切の財産（動産・有価証券・債権・債務を含む）を、妻（昭和 年 月 日生）に相続させる。

第4条（祭祀承継者の指定）

1. 遺言者は、祭祀（系譜・祭具及び墳墓）を主宰すべき者として、長男を指定する（民法第897条）。

第5条（遺言執行者の指定）

1. 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、（住所 / 職業）を指定する。
2. 遺言執行者は、預貯金の解約・払戻し・名義変更、不動産の登記手続、その他本遺言の執行に必要な一切の権限を有する。
3. 遺言執行者の報酬は、円（または相続財産の %）とする。

第6条（付言事項）

（家族へのメッセージ・感謝の言葉・分配の理由等を自由に記載してください。法的効力はありませんが、相続人の納得感を高める効果があります）

令和 年 月 日

住所

遺言者

実印

法務局保管制度（2020年7月10日施行）

- ・制度名：自筆証書遺言書保管制度（法務局における遺言書の保管等に関する法律）
- ・利用手数料：1件 3,900円（保管申請手数料）
- ・メリット：検認不要 / 紛失・改ざんリスクなし / 死亡時に指定通知人へ通知される
- ・対象：自筆証書遺言のみ（公正証書・秘密証書は対象外）
- ・予約：法務省『遺言書保管所予約サービス』からオンライン予約
- ・持参物：遺言書原本（封をしない） / 本人確認書類（運転免許証等） / 住民票

自筆証書遺言の作成 保管 全フロー

- ・Step 1: 財産目録を作成（PCで作成可・全頁に署名押印）
- ・Step 2: 本紙を全文自筆で作成（日付・氏名・押印を確認）
- ・Step 3: 訂正がある場合は民法968条3項の方式で訂正
- ・Step 4: 法務局に保管申請（予約 + 申請書 + 手数料 3,900円）
- ・Step 5: 法務局から保管証を受領（紛失防止のため安全な場所に保管）
- ・Step 6: 死亡時、相続人が法務局に遺言書情報証明書を請求

よくある質問

Q. 配偶者と一緒に遺言書を書いてもよいですか？

A. いいえ。夫婦共同遺言は民法第975条により無効です。それぞれが別々の遺言書を作成してください。

Q. 訂正方法を間違えるとどうなりますか？

A. 訂正部分のみ無効となります。書き直しが安全です。訂正は民法968条3項の方式（訂正箇所を押印＋余白に変更内容を白書・署名）に厳密に従う必要があります。

Q. 押印は実印でないとダメですか？

A. 実印が望ましいですが、認印でも有効です。拇印も有効とされた判例があります（最判平成元年2月16日）。ただし、紛争予防の観点から実印推奨です。

Q. 遺留分とは何ですか？

A. 兄弟姉妹以外の相続人に最低限保障される取り分（民法1042条）。配偶者・子は法定相続分の1/2、直系尊属のみの場合は1/3。遺留分を侵害した遺言も無効ではありませんが、侵害された相続人から遺留分侵害額請求を受ける可能性があります。

Q. 何度でも書き直せますか？

A. はい。最新の日付の遺言書が優先します（民法1023条）。古い遺言書と矛盾する内容は新しい遺言が優先。古い遺言書は確実に破棄してください。

Q. 検認とは？

A. 家庭裁判所が遺言書の存在と内容を確認する手続（民法1004条）。自筆証書遺言（法務局保管以外）と秘密証書遺言は検認必須。検認しないと過料5万円以下の処分対象（民法1005条）。

専門家への相談

- ・公証役場：無料相談（公正証書遺言を作成する場合）
- ・弁護士：5万円～（紛争予防の観点・遺留分対策）
- ・税理士：5万円～（相続税対策・財産評価）
- ・司法書士：3万円～（不動産登記・遺言書作成サポート）
- ・行政書士：3万円～（書類作成サポート）